

会 議 録

1 会議名

平成29年度 第3回 阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会

2 開催日時

平成30年2月21日（水） 午後1時30分から午後3時20分まで

3 開催場所

阿賀野市役所 別館「303会議室」

4 出席者(傍聴者を除く。)氏名(敬称略)

・委員：小野 敏、伊藤 義人、奥村 克彦、立川 エリ子、長谷川サナエ、若月 進

(8名中6名出席)

・事務局：菅井市民生活課長、島田相談係長、野崎相談係主任

5 議事(公開・非公開の別)

(1) 人権教育・啓発推進計画(案)について(公開)

(2) その他(公開)

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数

0人

8 発言の内容

1) 開会

■菅井市民生活課長(司会)

定刻となりましたので、これより「平成29年度 第3回 阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を開会いたします。

市民生活課課長の菅井でございます。

会議に入る前に皆様にご報告申し上げます。

本委員会は「阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして、会議及び議事録を公開することとなります。これによりましてあちらに傍聴席を設けておりま

すとともに、後日、議事録作成のために会議の内容を録音させていただきたいと思いません。

なお、法令等で公開できないとされるものや審議の過程で公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には理由を明らかにしたうえで、全部又は一部を非公開とすることも本会で決定できますが、原則的には公開となりますので委員の皆様におかれましては予めご了承くださいようお願いいたします。

また、本日は、伊藤副委員長と塚田委員から欠席の連絡を受けておりますが、「阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱」第6条第2項の規定により、出席委員が過半数を超えておりますので会議は成立することをご報告申し上げます。

それでは次第に沿いまして会議を進めさせていただきます。次第の2でございます。

次第2、委員長挨拶 小野委員長挨拶をお願いします。

2) 委員長あいさつ 小野委員長

(略)

■菅井市民生活課長

ありがとうございました。

次第3の「議事」以降、小野委員長から進行をお願いいたします。

議 事

議題：人権教育・啓発推進計画（案）について

■小野委員長

それでは議事に入ります。

今回は、人権教育・啓発推進計画の素案に基づき、修正をおこないました。

修正した素案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（島田係長）

お手元に前回の委員会で指摘のありました部分等を修正した素案を配布しております。

前回委員の皆様よりご指摘いただいた部分につきまして、赤字で修正しております。

また、前回ご指摘いただきました中で、「人権教育・同和教育」という表現部分につきまして、事務局で修正したものを教育委員会の安達教育指導主事より確認していただき、修正いただいております。そちらにつきましては、青字で表示しております。ご確認をお願いします。

また、本日欠席の伊藤副委員長及び塚田委員より電話で意見をいただきましたので、報告します。

伊藤副委員長より、25 ページ (1) 現状と課題 4 行目「取り組み」を漢字 2 文字の「取組」に、30 ページ (1) 現状と課題の 9 行目と 33 ページ (1) 現状と課題の 13 行目「未だ」とひらがなの「いまだ」に、32 ページ (3) 施策の推進 1 行目「気軽に安心して」を「安心して気軽に」に、36 ページのサ、青字の部分の「認定こども園」の次の「、」をとる、以上の修正の連絡をいただきました。

次に、塚田委員より、先般の会議で「一人ひとり」という表示部分で「一人ひとり」を「一人一人」という表示に変更しました。その後塚田委員が検索した結果「一人ひとり」の方が一般的であるとのことでした。「一人一人」でも間違いではないので、どちらが良いか委員の皆様からご審議をいただいていたかったとのことでした。

奥村委員、長谷川委員からも意見をいただいております。それにつきましては両委員とも出席されておりますので、各委員よりご説明をお願いします。

以上です。

■小野委員長

「一人ひとり」の件ですが、皆さんから意見をいただきたいと思います。

伊藤委員、学校現場ではどうでしょうか。

○伊藤委員

塚田委員のおっしゃる通りだと思うのですが、ここ数年「一人一人」と漢字にする方が流行ってきています。流行りつつというのは変かもしれませんが、多くなっていると思います。

■小野委員長

奥村委員はどうか。

○奥村委員

県の指針では「一人ひとり」ですが、そうでなければいけないわけではないので、特に意見はありません。

■小野委員長

それでは、こうでなければならないということではないですよ。私も「一人一人」の方が読みやすいです。ひらがなが入るとなんで違うんだ、という感じになります。意味が違うような感じになります。どちらでもいいのならこのまま「一人一人」でよろしいでしょうか。

(反対なし)

■小野委員長

それでは、1ページから5ページの修正点について、お願いします。

○長谷川委員

目次にところですが、意識調査のところでは部落差別問題（同和問題）となっていましたので、意識調査に合わせたほうがいいと思います。

そこと41ページの分野別のところも同じでお願いします。

■小野委員長

他にないでしょうか。

○奥村委員

1ページの法律の説明文について、真ん中のあたりですが、前回「人権教育及び啓発推進計画に関する施策について」と変更しましたが、そもそもこの説明文は、法律の第1条からきているようですので、その部分は、「人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について」の方がいいと思うのですが。

■小野委員長

法律がそうなっているのであればそう直しましょう。皆さんもよろしいでしょうか。

(反対なし)

■小野委員長

他に5ページまでで何かありますでしょうか。4ページの下から4行目のところは・・・。

○長谷川委員

「まだまだ人権が尊重されていないと・・・」

■小野委員長

「～と感じています。」となるわけですね。

○奥村委員

4ページの下から2行目「差別や偏見のないまち」の「まち」はひらがなが一般的なのでしょうか。

○長谷川委員

「まちづくり」などはひらがなですよ。 「街」でもなく、「町」でもなく、ここはひらがなですよ。

■小野委員長

ひらがなでいいですね。

(反対なし)

■小野委員長

それでは第2章6ページから24ページまでお願いします。

6ページの一番下「人権意識は高くなっています」の「。」が落ちています。

それから8ページ下から6行目、「人権問題に関心を持ち」の「持つ」はひらがなの方がいいので、ひらがなで「もち」でお願いします。ものを「持つ」場合は漢字がいいのですが、「関心をもつ」とか「考えをもつ」などはひらがなの方がいいと思います。

16ページの身元調査の二つ目の「・(黒丸)」の三行目、ここにも「関心を持ち」となっていますので、ひらがなの「もち」に直すということをお願いします。

24ページのエの部分、長谷川委員からの資料によると「このため、法務局」の次に「ハローワーク」を追加し、「事業者」の次に「(企業)」を追加するということがよろしいですね。

○長谷川委員

ハローワークや企業の文字をここに入れることによって、見てもらいたいのです。

■小野委員長

みなさんいかがでしょうか。

(反対なし)

○事務局（菅井課長）

新発田市はこれがしっかりできていて、就職差別とか、広くやられているんですね。胎内市と一緒にやられているとか。

○長谷川委員

今年度から一緒にやっています。同じ管内なので。余談ですけど、できれば下越の阿賀北で一緒に仕組みを作っていけたらいいのですけどね。

○事務局（菅井課長）

阿賀野市は、ハローワークについては半分半分ですよ。笹神地区は新発田じゃなかったでしょうか。

○若月委員

京ヶ瀬も新発田かな。確か変わったような……。確か変わったと思います。

○長谷川委員

確か今度から一緒にやると、いっていたような……。阿賀野市や聖籠町も。

○事務局（菅井課長）

その辺も含めて……。

○長谷川委員

ぜひ、一緒にお願いしたいと思います。

■小野委員長

それでは、第3章25ページから32ページまでお願いします。

○長谷川委員

資料にも書かせていただきました、25ページの下から3行目「いじめる児童・生徒が悪い」が37.0%を2番目に高い結果となりました」と書かれていますが、では1番目は何かということになりますので、「一番多かった回答は「いじめる生徒・児童

が悪い」が49.7%でしたが、次に多かったのは「いじめる児童・生徒が悪いが、いじめられる側にも原因がある」で37.0%にものぼりました。」と2つに分けたほうがいいのかと思いました。そして「この考え方は、本市が取り組んでいる「いじめを許さない子ども」「いじめを根絶していく」と相いれないものがあり」と相いれないものがあるんだと、ただ流すのではなくて市の姿勢をここに書いたらいかがかないかと思いました。

■小野委員長

ありがとうございました。皆さんいかがでしょうか。

(反対なし)

■小野委員長

それでは、ここの「当市が取り組んでいる」の「取」を「取り」に統一したいと思います。

○長谷川委員

これを何度か読んでいるうちに就学前の教育はどうなっているのか気になりました。全然触れられない。子育て云々とかは出てきますが……。保育園や幼稚園の同和保育、人権教育について、どうなっているのかな、というのが入ってくると、子どもからお年寄りまでの人権施策になると思います。それが今回抜けていると思うので、学校教育、子育て……。女性のところにも少し入っていると思いますが、全体をみて膨らませていった方がいいのか……。私も最初は気づきませんでした。

■小野委員長

学校教育だと小学校以上になりますよね。そうすると、生涯学習に入るのでしょうか。

○長谷川委員

本来ならばここに一つ項目があればいいのですが。人権教育、同和教育は0歳からずっとやるべきだと考えています。

■小野委員長

私もそう思います。人権教育は大人になってから学ぶのではなく、家庭教育から学ぶべきですからね。

○長谷川委員

よろしいでしょうか。26ページの(2)施策の方向性、最後から2行目「また、研修会の充実を図り」となっていますが、「研修機会の充実」の方がいいと思います。研修会や講習会、講演会の意味を含めると、「機会」の方がいいと思います。

先ほどの就学前教育ですが、エのところに「幼保・小・中学校間の交流や」となっていますので、何となくここで繋がっているなど感じるのですが……。

■小野委員長

当然ここに入っているということは、その前後にもそういう言葉が入ってこないといけないわけですから、施策の推進あたりに……。

○長谷川委員

27ページのウのところに「学校教育と生涯学習の連携」となっていますから……。

■小野委員長

学校教育、幼児教育とか……。

○長谷川委員

就学前教育とか……。幼稚園、保育園というような……。先ほどのところは、認定こども園とかになっていましたが……。

■小野委員長

今は、幼児教育とかは使いませんか。

何か入るといいですね。

○長谷川委員

どこかに入ると……。

学校教育で(3)のエに入っているのです、生涯学習の(3)施策の推進のウに同じように加えたら、学校教育も生涯学習も同じようにやるんだというようになりませんか。「保幼・小・中の学校教育と生涯学習の」という様に。

■小野委員長

「保幼・小・中の学校教育」というように、前にね。

皆さんどうですか。

(反対なし)

○事務局（島田係長）

それでは、「保幼・小・中の学校教育と生涯学習の」と修正します。

■小野委員長

ほかにはありませんでしょうか。

27ページの現状と課題の上から4行目にも「関心を持つ」というのがあるので「持つ」をひらがなに変更してください。

29ページの上から2行目「市民一人一人が持つとともに」の「持つ」もひらがなに。

○長谷川委員

よろしいでしょうか。28ページの現状と課題の「善悪の判断、命の尊重などを習得します」とありますが、「尊厳」方がより、一人一人の命を守るという意味で「尊厳」という言葉が使われるのですがいかがでしょうか。

■小野委員長

皆さんよろしいでしょうか。

（反対なし）

○事務局（島田係長）

それでは、「尊厳」と修正します。

■小野委員長

皆さんよろしいでしょうか。

今気づいたのですが、その下の「偏見を持たず」、「正しい人権意識を持つ」「大切にすることをもち」の「持つ」もひらがなに直してください。

30ページ現状と課題の下から4行目「使命感を持って」の「持って」も修正してください。

皆さん他に何かありますでしょうか。

○長谷川委員

29ページの（1）現状と課題の「しかしながら」の次をカットして、「社会情勢の変化に伴って、人権問題はむしろ複雑化・深刻化」と続けたらいかかなど。部落差別解消推進法もそうですし、インターネットを悪用して差別事件が起きているわけですし、

社会の状況も人権問題も変化してきているわけですね、それをここに入れたほうがいいのかと。「複雑化・深刻化していることから、職員への人権教育と人権啓発を継続的に推進し、市民に対して人権の視点からこれまで以上に対応できる職員の育成が求められています。」

2番目、施策の方向性「市職員は、人種や性別にとらわれることなく、全体の奉仕者として」とあるんですが、人種や性別とはどういうことなのか、ということで、私はここはこういう文言でない方がいいかなと思うんです。

「市職員は、常に人権尊重の視点にたって、公平な」で充分通じると思います。

3番目、施策の推進「各種職員研修において、人権問題を取り上げることはもとより」より「各種職員研修においては、人権問題を体系的に実施するとともに、他機関が実施する研修会などに」と続けた方がいいと思います。

29ページは以上です。

■小野委員長

皆さんよろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

32ページの上から5、6行目、相談体制のことなのですが、「相談窓口のさらなる周知が必要となっています」となっていますが、「周知」だけではだめなのかなと思います。なぜ相談に来ないのかというところを調査結果からみると、信頼関係が結ばれているのかどうかということが考えられますので、「公共機関に相談する割合が依然として低いことから、信頼に足りる相談機関、相談体制の構築が必要となっています。」としたらいかがかなと思います。

■小野委員長

皆さんよろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

「近年は、相談件数の増加や人権問題の複雑化・多様化などに伴い、様々な関係機関が連携して相談にあたる事案が増加しています。」ここは全部切ってよろしいのではないのでしょうか。

「このため」ではなく「そのため」、「そのため市民に最も身近な窓口として、速やかな人権救済を受けられるよう市民に寄り添った支援を進めていく必要があります。」としたほうがいいと思います。

いろんな言葉を入れても本当にできるかどうか考えたときに、まだ1回目ですし、今後構築していく方がいいかなと思います。

■小野委員長

すっきりしていいと思います。

皆さんよろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

続けて(2)ですけど、「庁内各課や各行政機関、各種団体」とした方がいいと思います。

それから(3)のイですけども、ここは全部削除していただいて、誰のケアをするかということなのですね。対応する職員をケアするというように読み取れてしまうので、ここはこれではなく「多岐にわたる相談内容を想定し、職員や相談員の研修を行い、相談体制の充実を図ります。」と入れ替えの方がいいかなと思います。

で、エの方ですけど「その状況を検証していく」ということですけども、注意して見るということで、「注視」にしたらいかがかなと思います。

■小野委員長

「検証」を「注視」にですね。

エの一番下の「行ない」の「な」は消してください。

指摘ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

(反対なし)

■小野委員長

それでは第4章に移りたいと思います。33ページから49ページくらいまででしょうか。

○長谷川委員

女性の人権ということで、色々な委員会に参加させていただくと、このドメスティック・バイオレンスが配偶者の視点からだけでなく、その家庭の子どもの視点からも、子どもにも随分影響を与えているということで、ちょっと長いんですけど、現状と課題の「また、ドメスティック・バイオレンス(DV)」というところから、「重大な人権侵害であり」というのを置いておいて、その次に「の被害やDV家庭で育つ子どもは身体に傷害を受けたりするだけでなく、自尊感情が低下し、PTSD(心理的外傷ストレス障害)の疾病を抱えることが多いことから、医学的・心理的な援助が必要とされます。このようにDVは配偶者のみならずその子どもにも悪影響を及ぼすことにも配慮した対応が求められます。」と、そして、「(DV)は、」というところに繋げて、そこはあってもいいし、削ってもいいと思います。

○立川委員

すみません、今のところで、「DV家庭で育つ子ども」というところなのですが、「DVのある環境で育った子ども」とか「面前DVで育った子ども」のような表現の方が良いかと思います、子どもたちの前でDVを行うような……。

○長谷川委員

では、「DV家庭で育つ子どもは」を「面前DVは子どもの」にということで……。目の前で行われることですね。

○立川委員

配偶者だけでなく、子どもに与える影響ですね。

■小野委員長

「DVは、……」以下はなくてもいいのですね。

○長谷川委員

同じようなことを繰り返していますね。

■小野委員長

なくてもいいということで、なしにします。

○長谷川委員

34ページ、施策の推進のイのところ、「DVやセクシャセル・ハラスメントなど」となっていますが、「性暴力・売買春など」として、「あらゆる暴力を根絶するための教育及び啓発を推進します。」としたらいかがかと思います。

■小野委員長

それでよろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

35ページの「結果となりました。」の後に、「身体的・精神的暴力はもちろん」とありますが、その次に「地域社会の中で子どもへの虐待、家庭内暴力や学校でのいじめ、教職員等の児童・生徒への体罰、少年非行の凶悪化、薬物乱用の低年齢化、インターネット上での対人関係のほか「援助交際」に代表される性犯罪の日常化など、子どもを取り巻く状況が」と続けていったらどうかと思います。

■小野委員長

そうですね。

○長谷川委員

「親の暴力的な関係を見聞きさせるなどの虐待といじめが深刻な課題であり」をカットしていただいて・・・

■小野委員長

具体的になりますからね。

よろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

それから、同じページの真ん中のあたり、「各分野の期間が連携して」となっていますが、「期間」ではなく、「機関」の間違いだと思います。

それから、施策の方向性のアのところですが、「子育て」という文字が結構多くあるので、これを整理できないかなと思います。子育てが大事だというのはわかるのですが。

■小野委員長

最初に「学校や子育て支援関係団体など」とありますから、後の「子育て」は取ってもいいですね。なくてもいいと思います。

○長谷川委員

取っても繋がりますよね。

■小野委員長

取っても繋がるのでいいと思います。

よろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

36ページのウですが、「教育委員会は、学校・家庭・地域と連携し、子どもの いじめの防止を図るとともに」とした方がいいと思います。

それとクですが、「自分と相手の人権尊重する」を「人権を尊重する」と「を」を入れたほうがいいと思います。

■小野委員長

ありがとうございました。

あとはよろしいでしょうか。

○長谷川委員

38ページの施策の推進で、イのところの最後、「支援します」となっていますが、推進計画なので「推進します」の方がいかがかなと、次にエのところでも、「検討・支援」となっていますが、もう少し積極的に「推進」とした方がいいかなと思います。

■小野委員長

皆さんよろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

40 ページのエのところも「推進します」の方が「協力していきます」より積極的かなと思います。

41 ページの下から5行目、「地域社会での扱いや結婚問題」の「扱いや」がいらなと思います。

42 ページの「寝た子を起こすな」の注意書きなのですが、「同和問題を知らない人」のところ、同和問題を知らないだけでなく、知っている人もいますので、「・又は理解していない人」としていただいた方がいいと思います。よく知らないという人もいますので、そういう人は理解していないのかなと思います。

■小野委員長

わかりました。

42 ページの施策の推進のアのところに「各学校の実績を持ち」とありますので、「持ち」はひらがなにしてください。

○長谷川委員

44 ページの外国籍のところですが、ここは先回の委員会のために直していただきましたが、文書になると、「外国人」となっていますので「外国籍等住民」と直していただきたいと思います。

○事務局（島田係長）

はい、全て修正します。

○長谷川委員

46 ページ、施策の推進のア、「インターネットによる人権侵害」とありますが、インターネットが差別していることにはなりますが、インターネットは差別しません。インターネットは便利なものです。言葉の1字か2字の違いなのですが「インターネットを使った」とか「悪用した」ことで人権侵害が起きているわけですから、「インターネットによる」というのは違うのではないかと。「インターネットを使った」としていただいた方がいいと思います。

■小野委員長

よろしいでしょうか。

(反対なし)

○長谷川委員

47ページ、犯罪被害者やその家族の人権のところですけど、西暦と和暦の入れ替えをお願いします。

○事務局（島田係長）

はい、修正します。

○長谷川委員

48ページ、人権問題に関する講演会・研修会の現状と課題、2段落目の5行目、「研修会や講演会等は、その機関」ではなく「どの機関」だと思います。

その下の3段目、「小・中・高等学校で人権、同和教育を行うこと」の回答の数字が「積極的におこなうべき」と「ほどほどにおこなうべき」の合計の数字になっているのですが、「ほどほど」というのは消極的なものだと思いますので、二つに分けて『「積極的におこなうべき」が42.5%、「ほどほどにすべき」が33.4%となりました。』としていただいた方がいいと思います。

その下、「本市において、人権問題に関する講演会・研修等の機会は決して多くないので、機会の提供とともに」よりも「人権問題に関する講演会、研修会の機会を増やすとともに、県や関係機関団体等とも連携し、広報などを通し、周知・啓発を図る必要があります。」と少し伸びますが、していただいた方がいいと思います。

そして、その次に「また、子どものうちに人権意識を高めるためには、学校、家庭、地域等様々な場所と機会を通じ人権、同和教育を進める必要があります。」という風に書き換えていただいた方がいいと思います。

その下の施策の方向性、「様々な人権問題を単に知識として理解しているだけでなく」ではなく「理解するだけでなく」として、「自然と現れるよう、人権感覚が身に付くよう」と「よう、よう」となっているので直して、「身に付く啓発活動の推進に努めます」としていただいた方がいいと思います。

で、最後の方で、50ページになるのですが、関係機関との連携・協働ということで、一番最後のところに、実は下越地区ということで、新発田、胎内、関川村、村上市に阿

賀野市も含めた同和行政連絡会というものを立ち上げているんですね。いろいろ連携をとりながらということで。ですので、ここに一行追加していただけたらと思うんです。「また、人権教育・啓発を推進するには、広域的な連携も必要です。そのため、近隣市町村との連携を図り、取組を進めます。」という一行を入れていただけたらと思います。

5、6年前に新発田出身の高校生が別の市町村の高校に行って、別の市町村の出身の女の子と仲良くなって、そこは被差別部落なんです。で、行ったきりになってしまって、親御さんが早く戻って来いと携帯にメールするんですね。お前の行っているところはどこかかわかるのかと。早く戻ってこい、大変なことになるからと。その子は、小学校も中学校も同和教育を熱心に取り組んだ学校を卒業した子でしたので、今更部落差別とはなんだ、そんなこと言っただけでメールを返してやるんですね。だけれども親は自分の子どもを取られたくないからまたメールを返してやるんです。それは母親、お母さんの方なんです。父親の方は、部落問題を研修してましたので、母親の言ったことは部落差別なので、のちのち話し合う中で研修会とかにも来ていただけるようになったりしたんですけど、だからこそ広域的って、そういうことも含めて、うちの村には部落がない、差別がない、でも他のところで差別をしてきてるかもしれないわけで、せめてこの下越だけでも連携ということで、連絡会を作っていますので、この一行、一言を入れていただけたらと思います。

■小野委員長

皆さんよろしいでしょうか。

(反対なし)

■小野委員長

それでは、ここの「取組み」の「り」と「み」を取ります。

それと50ページの「このため」から始まる場所にも「行なう」というのがありますので、「な」を取ります。

それではずっと流してきました。ありがとうございました。ここまで追加で何かありますかでしょうか。

皆さんよろしいでしょうか。

(反対なし)

■小野委員長

それでは参考資料についてはいかがでしょうか。

これは項目だけをあげてあります。

ほかには推進に関する法律を載せてあります。

それから終わりの方にはアンケートの内容も載せてあります。

そのへんを含めてご意見いただければと思います。

○事務局（島田係長）

ご説明させていただきます。

この人権教育・啓発推進計画は、ページ数100ページ以内を予定しています。

計画自体で51ページとなっております。なお、参考資料の一覧の法律等は、計画に出てくる法律等となっております。

その内、この計画を立案するに当たってもととなる法律等は、予めつけさせていただいております。

それと委員名簿及び意識調査の調査票も付けさせていただいております。

事務局としましては、参考資料の一覧中、全部は難しいので、より関係の深い法律等を選んでいただき、予定していますページ数以内で収まるようにしていただければと思います。

■小野委員長

皆さん、どのようにしたらよろしいでしょうか。

これを載せて、これを載せないという理由もないので、私は項目だけでもいいのかなと思います。こういった法律を参考にさせていただきましたということで、私はこれでもいいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

奥村委員、県ではこの辺はどのように扱っていますか。

○奥村委員

全部を載せるのは、結構なボリュームですよね。例えばその一部だけ載せることになるとセレクトが大変ですよね。

○事務局（島田係長）

自治体によっては、その法律の一部分だけを載せているところもあります。しかし、一部分だけとなると、どの部分を載せるのかが難しくなります。

短い法律もありますし、長い法律もあります。その中で、どの法律の、どの部分を載せるのかは難しい作業になります。

○長谷川委員

日本国憲法も大事なものだけとか・・・

ちなみに胎内市が2017年、解消推進法ができる前の年にやっているんですけど、「世界人権宣言」、「日本国憲法」、それから「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」もありますし、法律や条約全部で22種類を載せています。

そのほかに、県同教が出しています、「忘れてはいけない歴史と文化」ということで部落の人たちが果たしてきた役割とか書いてある副読本なんですね、そこからとったものと、それから策定員の要綱とか名簿とか全部で25項目ですね。ページにして57ページから95ページまでですね。

新発田は、今やっている最中なのですが、どこの計画に携わさせていただいても「世界人権宣言」、「日本国憲法」そして「人権教育のための国連10年」と「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、それから「同対審答申」、「県の指針」、これはどこでも入っています。

あまり細かいのはいいんじゃないでしょうか。

人権全般で、私的にどうしても入れてもらいたいのは、「日本国憲法」、「世界人権宣言」、そして「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」ですね。それから、10番、13番。高齢者のところは、二つありますが、「基本法」とか。障がいのある人の人権に関しては、「障がい者差別解消法」ができましたよね。部落差別問題は・・・。

■小野委員長

新しくできたものは載せてもいいですよ。

○長谷川委員

ここに書いてあるのを全部だと大変ですよ。

最後のその他は3ついるわけですね。

あとは水俣もいりますよね。

■小野委員長

選んでもいいですね。

○長谷川委員

28番のヘイトスピーチも新しい法律ですね。

■小野委員長

じゃあ、ピックアップしましょう。

○事務局（島田係長）

胎内市や村上市の計画を見ると、小さい字で法律等が多く掲載されています。
中越の方の計画を見ると作りが異なり、掲載の法律は少ないです。

○事務局（菅井課長）

あとは、文字の大きさですね。どれだけ詰められるか。

○事務局（島田係長）

村上市や胎内市の参考資料も長い法律などは一部分しか掲載されていません。
それをどうやって抜き出したのか・・・。

○事務局（菅井課長）

参考にさせてもらいましょう。

○長谷川委員

はっきりいってこれだけの法律を全部載せても、全部読む人はいないと思います。
す。

○奥村委員

この計画は誰が読むかというところもあるかと思います。行政の人間でも関係
のないものは読まないですし。市民が数十ページあるものを読むかどう
か・・・。

○事務局（菅井課長）

それでは、今委員の皆さんから選んでいただいた法律を足します。そしてその
全文、全部を載せるのか、重要な部分を載せるのかは、私どもの各市町村の計画

をいただいておりますので、それを参考に、これはここが重要な部分、ということで同じような抜き方をさせていただいて、載せると。それで、去年出た3つの法律に関しては、これは載せると。と、いう格好でいかがでしょうか。ただ、文字のポイント、大きさは調整させていただく可能性がありますけれど。

■小野委員長

それでよろしいんじゃないでしょうか。

○事務局（島田係長）

すみません、一番後ろの意識調査の調査票については、どういたしましょうか。村上市や胎内市の計画には、調査票は載せていません。また新発田市は、意識調査の結果を冊子にしていますが、阿賀野市では冊子にする予定はなく、結果は、ホームページで公開しております。ですので、できれば資料として調査票を載せたいのですが、これだけで25ページとなります。これを掲載しなれば、文字の大きさにもよりますが、法律をもっと掲載できます。

○長谷川委員

文字はもう少し小さくてもいいのでは。

○事務局（島田係長）

文字の大きさは、意識調査を行った時の調査票のままの大きさですので、小さくすることは可能です。

○長谷川委員

意識調査については、前の方に出ていますのでね。これを送付しましたよ、という資料ですよね。

○事務局（島田係長）

意識調査は市内の方1000名のみを送付していますので、それ以外の方は見えていません。今回は1回目ということもあり、後ろに載せさせていただきました。

○伊藤委員

先ほどもあったのですが、これは誰が読むのですか、ということなのですが。誰に配るのですか、というのをもう一度説明してもらってよろしいですか。

○事務局（島田係長）

完成した計画書は、県内の各自治体や関係機関に配布します。

その他は各学校や各委員でしょうか。

○長谷川委員

担当各課は・・・。

○事務局（島田係長）

はい、関係各課は、配布します。

○伊藤委員

これはあくまで推進計画ですから、これを見て実際に教育活動とか啓発活動をやらねえわけですよ。そのためのものだから、そういった人たちが欲しい情報がここに入っていればいいわけですよ。という考え方をすると、私は学校の校長をしているので、このアンケート項目は大事で、何を聞いたからこういう答えになっているっていうのを見たいんですよ。だから、これがついていたのはすごくいいなと思ったんです。ただ大きさは、半分でもいいと思います。見ればいいわけですから。見える範囲で小さくしてもらえばいいわけですから。で、法律に関しては、先ほどもセレクトしなければならないとかいっているわけですから、もとなになっている法律がこの法律ですとここに載っていれば、これこそインターネットなどで調べることができる。六法全書で開けば見れる。というものなので、条文はいらなと思うんです。さっきの議論を覆すようになっちゃうんですが。書いてあるもの、引っぱり出せるものは、これを参考にしてとか、これをもとにしてまとめましたとか、アンケートを作りましたとか、いうのがわかればいいと思うんです。でも、どうしても紹介したい条文、法律があるわけですよ。これは絶対欠かせないとか、それは載せてもらった方がいいわけで、それがセレクトの部分であって、この人権教育・啓発推進計画そのものをもらった人がね、「ああ、こういうことを今度するんだな」って、「でも、根拠は何だ」、「法律」、「アンケートの中身は何だったんだ」、だから「こういう中身が出てきたのは、なんて聞いたからなんだ」って、いうので、こっちは見たい、で先ほどもおっしゃったように、1000人しかとっていない、1000人しかこのアンケート用紙は

配られていないわけで、阿賀野市としては、このアンケートを1000人採って、統計法から行けば1000人からすると根拠になるわけで、もらった人としては、「そうなのかな」と、そうっていうのは、法律は外にあっていいし、実際に阿賀野市として進める、ここまでやってきたことがここに載っている、そして何をすればいいかわかるというようなものになるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

■小野委員長

これを活用していく人が、ぱっと見てわかる便利さもあるし、知りたいものが載っていなければ自分で調べると思いますし、そのぐらいの範囲で充分だと思いますよ。

だからページ数もある程度限られていますし、別に100ページより薄くてもいいわけでしょ。そこは事務局にお任せします。

○事務局（菅井課長）

そうしましたら、今ご意見をいろいろいただきましたが、正直予算の関係もありますので、100ページには抑えたいという基本線がございます。担当の方で法律を入れてみたり、アンケートの大きさを調整してみたりして、まず、文案の方はしっかり直していただきましたのでいいと思うんですけど、その部分について見ていただく機会を、送らせていただいて、見ていただくためだけにこうして集まっていたくのは大変ですので、こんな格好、体裁になりますというのを委員さんに送らせていただきます。パブリックコメントが3月1日から始まる予定なので、大急ぎで、まあ、本文の方は決定ということで出させていただきますけれども、参考資料の方はどんな作り方をするかだけ、見ていただく機会は設けますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてできればお渡ししたもので、うん、お任せするといっただけだと大変ありがたいなと思います。

○長谷川委員

では、紙ベースで載いてということですね。

○事務局（菅井課長）

はい。

○長谷川委員

よろしいですか、法律のことなのですが、最低限ここに書いてある、法律の名称が出てきますよね、最低限開いてこれはこういうことなんだなど、わかるような、全部じゃなくても、肝心なところだけでも、出すようにしていった方がよろしいかと思います。

リストにあるのは全部出てくるのですか。

○事務局（島田係長）

リストにあるものは、全て本文に出てくる法律です。

■小野委員長

そこなんですよ。

○事務局（島田係長）

他にもこの計画に関係する法律等はあるんです。あるんですが、それはこのリストから除いてあります。本文に出てくる法律だけでこれだけあるので、どうしようかと。

○長谷川委員

そうすると、後ろの目次のところに、これを参考にしましたとか、必要ならホームページとか見てくださいとか、という1行を入れて、薄くしてしまうか。

○事務局（菅井課長）

私個人的には、先ほどセレクトしていただいた、これとこれとこれ、十数個あったかと思いますが、それくらいは入れたいなと思います。これを全部載せるのは無理だとは思いますが。その辺、お任せいただくということでよろしいでしょうか。

■小野委員長

いいと思います。

よろしいでしょうか、皆さん。

（反対なし）

○事務局（島田係長）

それでは、参考資料の部分につきましては、パブリックコメントで指摘のある部分ではないと思いますので、期間中に委員の皆様にご利用になりましたと報告させていただきます。

それと確認になりますが、先ほどセレクトしていただいたものは、1「日本国憲法」、2「世界人権宣言」、5「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、7「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」、人権全般については、その4つでよろしかったでしょうか。

(反対なし)

○事務局（島田係長）

女性の人権に関する問題については、10「女子差別撤廃条約」、子どもの人権に関する問題については、13「児童の権利に関する条約」、高齢者の人権については、16「高齢社会対策基本法」でよろしかったでしょうか。

(反対なし)

○事務局（島田係長）

障がい者については、19「障害者差別解消推進法」が新しい法律となります。よろしいでしょうか。

○長谷川委員

新しい3つの法律のひとつがこれですね。

○事務局（島田係長）

はい。結構長い法律だったと思うので、必要な部分を抜き出します。続いて同和問題のところは、新しい法律は、26の「部落差別解消推進法」になるのですが。

○長谷川委員

やはり、答申は必要ですね。

○事務局（島田係長）

では、22「同対審答申」と26「部落差別解消推進法」ですね。

身元調査については、法律がないので、次に、外国籍住民のところは、28の「ヘイトスピーチ解消法」が新しい法律なのでこれでよろしいでしょうか。

(反対なし)

○事務局（島田係長）

インターネットのところは、参考の法律を載せている自治体はなかったと思います。

水俣病については・・・

○奥村委員

県の推進条例ですね。

○事務局（島田係長）

では、33「新潟水俣病地域福祉推進条例」、犯罪被害者のところは、先ほどお話はでなかったと思います。

その他、「策定委員会設置要綱」、「委員名簿」、「調査票」は、文字の大きさを調整させていただき載せさせていただきたいと思います。

■小野委員長

ありがとうございました。あとよろしいでしょうか。

（反対なし）

■小野委員長

その他、何かありますでしょうか。

○事務局（島田係長）

それでは、本日指摘のありました部分を修正して、3月1日よりパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントは30日間を予定しております。

パブリックコメントの結果、委員の皆様からご審議いただくような案件がありましたら、ご連絡いたします。文書で足りるような内容の場合は、文書で報告させていただきます。

その後、市長決裁を経て、計画策定完了ということになります。

よろしく申し上げます。

■小野委員長

それでは、これを持ちまして第3回の委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

— 議事終了時刻：午後3時20分 —

9 問い合わせ先

市民生活課 相談係 TEL : 0250-62-2510 (内線2104)

E-mail : shimin@city.agano.niigata.jp

[以下、余白]